

県社保協ニュース

発行：岡山県社保協 2020年 4月 24日 (19—4号)
岡山市北区下伊福西町1-53 (TEL：086-255-1140)

各市町村へ要請

国保

「資格書を短期保険証に切り替えを」 「傷病手当金を支給するよう条例改正を」

岡山県へも同様の申入れ

厚木市
秦野市
(神奈川県)

すでに実現

新型コロナウイルス感染症が猛威を振る中、県社保協は、国保被保険者に対して①傷病手当金を支給できるように条例改正をおこなうこと、②資格証明書を発行している被保険者に対して、直ちに短期証を発行すること、の2点を内容とした要請文を県内26自治体首長あてに提出しました(岡山市はすでに市社保協が要請済み)。

これは、新型コロナウイルスウィルス感染症の感染拡大を受けて、厚労省が「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる、国民健康保険被保険者資格証明書を交付されている被保険者については、帰国者・接触者外来への受診を優先する必要があることから、資格証明書を

取り扱う」としたこと、さらに、被用者である国保加入者について、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」旨の通達を発出したことから、各自治体に対して厚労省の通知の内容を早急に具体化するよう求めたものです。

岡山県にも要請

岡山県に対して4月8日、「県として各自治体に厚労省の通知を徹底し、各自治体が積極的に同通知の内容を具体化するよう指導するよう要請しました。対応した長寿対策

課の高原課長は、「要請された内容の厚労省の通知文書は、すでに県のホームページにも掲載しお知らせしています。条例改正は自治体の判断によるのですが、大きいのですが、できるだけ要請の趣旨を生かせるよう善処します」と回答しました。

同様の取り組みは全国でも行われており、神奈川県厚木市、同秦野市などで実現しています。

地域社保協も各自治体へ要請を
すでに要請書は各自治体に届いています。地域社保協は地域の実情を把握して早急に働きかけをしましょう。



新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対して、岡山県長寿社会課へ要請する県社保協三上会長(左から2人目)、同森本事務局長(左)。これには日本共産党の2人の県議が同席しました。(4/8)

5/10(日) 拡大運営委員会は延期

5/10(日)に開催を予定していました県社保協拡大運営委員会は、「緊急事態宣言」が延長される見込みであることから、開催を延期いたします。